

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p><u>(1) 現に同居し、又は同居しようとする児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）がある者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第5条第1号の親族については、入居申込者との関係及びその居住を証する書面</p> <p>(3) 入居申込者及び条例第5条第1号の親族に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書</p>	<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者（以下「入居申込者」という。）は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>条例第5条第1号の親族及び前条第1項第1号の児童</u>については、入居申込者との関係及びその居住を証する書面</p> <p>(3) <u>入居申込者並びに</u>条例第5条第1号の親族及び前条第1項第1号の児童に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書</p>

(4)・(5) [略]

(6) 前条第1項第3号に該当する者にあつては、別に定める
単身入居の入居者資格認定のための申立書

(7) [略]

2 [略]

(老人等の要件)

第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）又は平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者の要件は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 心身障害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 戦傷病者にあつては、第2条第1項第2号に該当する者

イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、第2条第1項第3号アに該当する者

ウ [略]

(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 第2条第1項第5号アに該当する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 第2条第1項第5号イに該当する者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

様式第1号（第2条の2関係）

(表)

[略]
[略]
次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。
また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

(4)・(5) [略]

(6) 前条第1項第4号に該当する者にあつては、別に定める
単身入居の入居者資格認定のための申立書

(7) [略]

2 [略]

(老人等の要件)

第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）又は平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者の要件は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 心身障害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 戦傷病者にあつては、第2条第1項第3号に該当する者

イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、第2条第1項第4号アに該当する者

ウ [略]

(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 第2条第1項第6号アに該当する者又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 第2条第1項第6号イに該当する者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

様式第1号（第2条の2関係）

(表)

[略]
[略]
次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。
また、申込者及び同居しようとする者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

[略]

申込者及び同居しようとする親族	[略]
-----------------	-----

[略]

住宅困窮事情（該当数字を○で囲み、所要事項を記載すること。）	[略]
	2 他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため親族と同居できない。
	[略]

[略]

[略]

(裏)

[略]

申込みに当たっての注意事項

- 1 [略]
 - 2 次の書類を添付してください。
 - (1) [略]
 - (2) 同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）
- (3)～(6) [略]

[略]

様式第1号の2（第2条の2関係）

(表)

[略]

[略]

次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。

また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入

なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

[略]

申込者及び同居しようとする者	[略]
----------------	-----

[略]

住宅困窮事情（該当数字を○で囲み、所要事項を記載すること。）	[略]
	2 他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため同居しようとする者と同居できない。
	[略]

[略]

[略]

(裏)

[略]

申込みに当たっての注意事項

- 1 [略]
 - 2 次の書類を添付してください。
 - (1) [略]
 - (2) 同居しようとする者と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書、里親の方にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童を委託されていることを証する書面（児童措置決定通知書等）の写し）
- (3)～(6) [略]

[略]

様式第1号の2（第2条の2関係）

(表)

[略]

[略]

次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。

また、申込者及び同居しようとする者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入

居の許可を取り消されても異議ありません。

併せて、県営住宅の家賃の減免（敷金の免除）を受けたいので、県営住宅への入居を許可されたときには、その承認を申請します。

[略]

申込者及び同居
しようとする親
族

[略]

[略]

住宅困窮事情（該
当数字を○で囲み
、所要事項を記載
すること。）

[略]

2

他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため親族と同居できない。

[略]

[略]

[略]

(裏)

[略]

申込みに当たっての注意事項

1 [略]

2 次の書類を添付してください。

(1) [略]

(2) 同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）

(3)～(6) [略]

[略]

様式第3号（第5条関係）

[略]

1～4 [略]

5 同居親族

[略]

6 [略]

[略]

様式第4号（第6条、第8条関係）

居の許可を取り消されても異議ありません。

併せて、県営住宅の家賃の減免（敷金の免除）を受けたいので、県営住宅への入居を許可されたときには、その承認を申請します。

[略]

申込者及び同居
しようとする者

[略]

[略]

住宅困窮事情（該
当数字を○で囲み
、所要事項を記載
すること。）

[略]

2

他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため同居しようとする者と同居できない。

[略]

[略]

[略]

(裏)

[略]

申込みに当たっての注意事項

1 [略]

2 次の書類を添付してください。

(1) [略]

(2) 同居しようとする者と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書、里親の方にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童を委託されていることを証する書面（児童措置決定通知書等）の写し）

(3)～(6) [略]

[略]

様式第3号（第5条関係）

[略]

1～4 [略]

5 同居者

[略]

6 [略]

[略]

様式第4号（第6条、第8条関係）

<p>[略]</p> <p>1～6 [略]</p> <p>(承認事項)</p> <p>7 書面により承認を受けた後でなければ、次に掲げる行為は行いません。</p> <p>(1) 入居の際に同居した<u>親族</u>以外の者を同居させること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>8～11 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>1～6 [略]</p> <p>(承認事項)</p> <p>7 書面により承認を受けた後でなければ、次に掲げる行為は行いません。</p> <p>(1) 入居の際に同居した<u>者</u>以外の者を同居させること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>8～11 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県営住宅等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申込書等又は許可証について適用し、同日前に提出し、又は交付した申込書等又は許可証については、なお従前の例による。